

不定期刊行物

## 翔 べ、優 駿

(第第52号) 平成28年1月1日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856)22-2073 FAX: (0856)24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : [yoshitaka.t@tabara-office.com](mailto:yoshitaka.t@tabara-office.com)

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

### 謹 賀 新 年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いたします。旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いたします。

さて、創立25周年記念事業では、去年は3回のフルマラソンと5回のハーフマラソンに出場しましたが、ハーフマラソンの内1回は、完走できませんでした。唯一完走できなかったのは、名和マラソンフェスタで、5月下旬の暑さの中、制限時間が2時間40分と、私レベルのランナーには厳しかったのですが、タイム的には2時間37分3秒でゴールしたにも関わらず、途中の約16km関門を2時間以内に通過できなかったため、失格となってしまいました。そのため、去年の完走距離は295.365kmに止まりました。今年からは、制限時間の厳しいレースは避けるよう心がけたいと思います。

なお、創立20周年事業の線路沿いの旅は、先月の時点で、京都府福知山市の上夜久野駅まで行っています。今年中には、終着駅の京都駅へ辿り着きたいものです。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

## 参議院合区の違憲性について

昨年の通常国会では、一票の格差是正の名の下に、参議院の選挙区の内、島根県と鳥取県、高知県と徳島県が合区となりました。この結果、この4県以外では都道府県単位で選挙区が設定され、各都道府県の代表議員を選出できるのに、この4県だけが自らの代表を選出できない不平等極まりない選挙制度が出来上がってしまいました。

この公職選挙法の改正は、憲法違反の疑いが濃厚です。憲法第95条は、「一つの地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意がなければ、国会は、これを制定することができない。」と定めています。これは、一部の地方公共団体だけに不平等や不利益を押し付ける法律を、国会の多数派による数の暴力によって制定するのを防止するという趣旨です。ところが、この度の改正は、4県での住民投票を経ずに制定されていますので、違憲以外の何ものでもないと思われます。

そもそも一票の格差の原因となる地方の人口減少は、国会、行政庁、裁判所などの政府機関や、大学、空港、鉄道、道路などを都会にばかり偏在させて、都会はより便利に、地方はより不便にしたことの結果です。一票の格差という不平等の前に、都会と地方の格差を創り出した国の政治のあり方の不平等が問われるべきなのです。

次回の参議院選挙が実施されれば、違憲の法律に基づく選挙ですので、是非とも違憲訴訟を提起していただきたいと切に願っています。

## 特定行政書士について

行政書士は、許認可申請等の官公署に提出する書類の作成・提出・聴聞・弁明等の代理を行うことを業としていましたが、行政不服申立については法律事件にあたるため、弁護士法によって禁止されていました。しかし、平成26年6月の行政書士法の改正により、特定の研修を終了した特定行政書士は、行政書士が作成した許認可等に関する審査請求等の行政不服申立の代理人となることができることになりました。これにより行政手続における許認可申請から不服申立までの一連の手続を代理することが可能となりました。勿論、行政不服申立手続でも思い通りの結果が得られなかった場合には、行政事件訴訟で争うこととなりますので、弁護士に代理人となってもらるか、司法書士に書類の作成を依頼することになります。

私も9月に法定研修を受講し、10月4日の考査に合格し、12月4日から晴れて特定行政書士となりました。当事務所では行政書士と司法書士を兼務しておりましたので、許認可申請手続と行政事件訴訟手続をサポートすることは従来から可能でしたが、特定行政書士となったことにより、欠落していた中間の行政不服申立についても、皆様のお手伝いをできることとなりました。

## 当事務所の業務開始は1月5日（火）です。

当事務所では12月29日（火）より正月休業に入っておりますが、業務開始は上記のとおりです。休業中は、FAXまたはe-mailにてご連絡下さい。休業明けに対処いたします。なお、休業中も事務所の電話は代表者個人の携帯電話へ転送されていますので、相談だけは可能です。事務所（0856-22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありませんし、連絡は取れても酔っぱらっているかもしれません。